

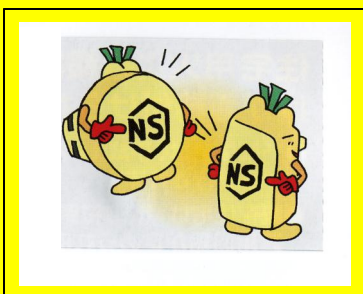
# 住宅用火災警報器等の設置が義務化されました

一般住宅火災の逃げ遅れによる死者が増加しています  
火災の早期発見のため「住宅用火災警報器等」を設置  
しましょう。

## 悪質な訪問販売に注意しましょう

住宅用火災警報器等の設置義務化に伴い、高価格による悪質訪問販売が横行しています。購入の際には防災設備取扱店、量販店など信用できる最寄りの販売店にご相談下さい。

購入の際は法令に適合した日本消防検定協会の『NSマーク』の付いた商品を選びましょう。



現在、県央消防本部管内では、火災が多発しています。火の取り扱い、後始末は大丈夫でしょうか？家庭から火事を出さないように心がけましょう

火事と救急は119

「消さないで あなたの心の 注意の火。」

住宅用火災警報器等の設置場所など、詳しくは裏面をご覧ください

# 住宅用火災警報器は火災を早期に見つけて知らせます

## 「住宅用防災警報器」の設置概要について

### 1 いつまでに設置すればいいの？

- (1) 新築住宅 平成18年6月1日から
- (2) 既存住宅 平成21年5月31日まで

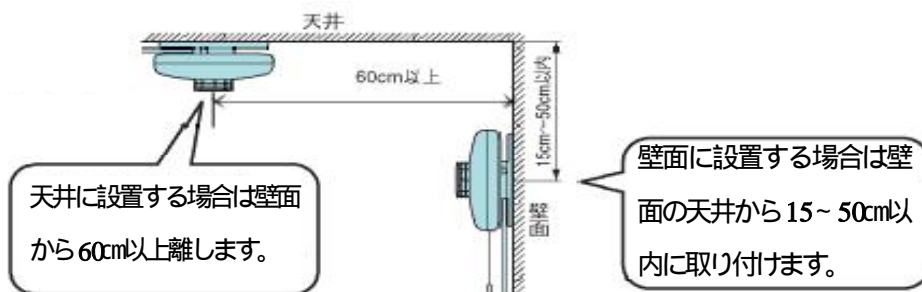
### 2 どこに設置すればいいの？

- (1) 寝室
- (2) 寝室がある階の階段
- (3) 3階建て住宅で、寝室が3階のみにある場合の1階及び3階の階段
- (4) 3階建て住宅で、寝室が1階のみにある場合の3階の階段
- (5) 1つの階に、7㎡以上の居室が5室以上ある階の廊下



### 3 設置位置はどこですか？

- (1) 天井（壁又は梁から60cm以上離れた位置）
- (2) 壁（天井から15cm以上）
- (3) 換気口等の空気吹出口から150cm離れた位置



### 4 どんな種類があるの？

煙式感知器（火災による煙を感知して、火災の発生を警報音又は音声で知らせる）



※音声メッセージ付きのもののイメージです。

問い合わせ先 諫早消防署予防設備課  
大村消防署予防設備課  
小浜消防署予防設備課

TEL 0957-22-0119  
TEL 0957-52-4138  
TEL 0957-74-3231